

令和 7 年 7 月 25 日

京丹後市役所

(農業委員会)

貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて

農地中間管理機構へ貸し付けた農地について、固定資産税の軽減措置を適用すべきところ、農業委員会事務局において適切に情報提供ができていなかったことにより、軽減措置を適用できていないという課税誤りが判明しました。

対象者の皆さまには、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 概要及び原因

農地中間管理機構に平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に農地を貸し付けた場合、その固定資産税の課税標準額が軽減される制度が平成 28 年度に創設されました。

(地方税法附則第 15 条第 31 項)

所有する全ての農地（自作農地で 10 アール未満のものを除く）を、新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、その農地にかかる固定資産税の課税標準額が 1/2 に軽減（10 年以上貸出で 3 年間、15 年以上貸出で 5 年間軽減）されるべきところ、農地中間管理機構への貸借事務手続きを行っている農業委員会事務局から税務部局への軽減措置対象農地の情報提供ができていなかったため、今回の課税誤りが発生したものです。

農地中間管理機構とは、担い手への農地の集積・集約化を進めるために、法律に基づき都道府県知事が指定し、都道府県に一つ設置される農地の中間的受け皿となる組織です。京都府では「一般社団法人京都府農業会議」が指定されています。

2 発覚の経緯

令和 7 年 6 月 6 日付け京都府農業会議から「農地の固定資産税の軽減措置について」という注意喚起を促す通知文書が発出されたことにより、過去に遡って調査を行った結果、固定資産税の課税誤りが発覚しました。

3 影響

対象者：平成 28 年度以降に農地中間管理機構へ貸し付けた農地の所有者

課税対象期間：平成 29 年度～令和 7 年度

課税基準日(1 月 1 日)の状況で翌年度の税額を決定するため平成 29 年度から対象

令和 7 年 7 月 18 日現在

課税対象期間	対象者数	影響税相当額
平成 29 年度～令和 7 年度	1,261 人	5,845 千円

※同一人が所有する土地の課税標準額の合計が免税点未満の場合には固定資産税は課税されません。

※国民健康保険税の資産割にかかる税額変更や還付加算金は含まれておりません。

4 今後の対応

軽減措置を適用していなかった納税義務者には、税額を更正し、既に納付されたことにより生じた過誤納金がある場合については速やかに還付いたします。

今後は、このような事案が発生することのないよう、農地中間管理機構への事務手続きを行う担当職員複数人で対象者リストを作成・確認し、適切に税務部局へ情報提供いたします。

さらに、軽減措置対象者について、関係部局での情報共有を行うなど、相互に誤りがな
いか確認し合うことで、再発防止に繋げてまいります。

<お問い合わせ先>

農業委員会事務局 松下（全体）	電話：０７７２－６９－００４０
農林水産部 農業振興課 松尾（機構制度）	電話：０７７２－６９－０４１０
市民環境部 税務課 松川（税軽減）	電話：０７７２－６９－０１８０

農地中間管理事業における固定資産税軽減措置フロー

農地中間管理事業

農地の利用集積を促進

農地中間管理機構
(京都府農業会議)
※農地バンク

土地所有者
農地を貸したい

契約

耕作者
農地を借りたい

農業振興課
契約書類作成
(農業委員会議案書類)

農地契約
情報提出

農業委員会

委員会定例会にて承認

農地契約対象
リスト提供

税務課

固定資産税の軽減措置

●農地バンクメリット

・貸し手

→公的機関だから安心して貸付でき、かつ、賃料が確実に振り込まれる。

→地域集積協力金等、地域農業の発展に資する取り組みに自由に使える協力金が支払われる。

→税制の優遇措置が適用。

・借り手

→ニーズに合わせて、まとまった使いやすい農地が借りられる。

○税制の優遇（軽減）措置対象

平成28年4月1日～令和8年3月31日に契約締結した農地

※ 軽減措置の条件

★土地所有者は所有農地を農地中間管理機構にすべて貸し付けていること。ただし、自作地として10アール未満の農地を残すことは可能

★「農地中間管理機構への土地貸付者」＝「農地中間管理機構からの土地借受者」となる場合は軽減対象外

★10年以上の期間で貸付農地 など

問題点（改善点）

○契約書類（議案）だけでは軽減措置の判断が難しいので、データ提供段階で条件等を3部局で確認すること

○他市町の事例から、農業委員会からの提供と税務課からの照会を相互に行うこと。
また円滑に進めるため、農地契約データを年1回でなく複数回に分けて、税務課に送付すること